

サウジアラビアにおける新しい政府入札および 調達に関する法律について

(2019年9月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

本レポートの利用についての注意・免責事項

本レポートは、現地法律事務所 Clyde & Co LLP が 2019 年 8 月に作成し公開した英文レポートについて、日本語に仮訳したものを、許可を得た上でジェトロの HP に掲載したものです。その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成元の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本レポートにて提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。ジェトロおよび Clyde & Co LLP は、本レポートの記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Clyde & Co LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

木レポートに係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部

ビジネス展開支援課

E-mail : BDA@jetro.go.jp

ジエトロ・ドバイ事務所

E-mail : info_dubai@ietro.go.in

JETRO

本レポート作成元：

Clyde & Co LLP, Dubai
PO Box 7001, 15F, Rolex Tower,
Sheikh Zayed Road, Dubai,
United Arab Emirates

Tel: +971-4-384-4000

Fax: +971-4-384-4004

Email: mero@clydeco.ae

HP: www.clydeco.com

ગ્રંથાલઙ્ક
CLYDE&CO

サウジアラビアにおける新しい政府入札 および調達に関する法律について

2019年8月1日に、新たな政府入札および調達に関する法律 (Government Tenders & Procurement Law、以下、**新 GTPL**) がサウジアラビアの官報で発表されました。同法は2019年11月29日以降、サウジアラビア政府の全てのプロジェクトに適用されることになります。

歴史的に、サウジアラビア政府のプロジェクトに関する契約では、そのリスクの程度や配分については、サウジアラビアの公共調達規制の強制的な要件による影響を強く受けてきました。従って、新 GTPL は国際的な請負事業者やコンサルタントにとって、サウジアラビアのインフラ市場が持つ経済的な魅力に直接影響を及ぼすものとなっています。もちろん、これはサウジアラビア政府の数十億ドルといわれる「ビジョン 2030」のインフラストラクチャ・プログラムの実施と時期を同じくするものです。

現行の GTPL

新 GTPL について話を進める前に、2006 年以降サウジアラビア政府のプロジェクトに適用されてきた現行の政府入札および調達に関する法（以下、**現行 GTPL**）について知ることは必要となります。現行 GTPL は公共入札と調達に厳格な制度を課すものであり、政府プロジェクトに指定された請負事業者やコンサルタントの権利と義務に直接の影響を及ぼしています。

現行 GTPL の主な特徴は、以下のとおりです。

1. 政府当局、各省、部署、公共機関および独立法人の性格を持つ公共団体（以下、**政府事業体**）による、あらゆる指名に適用される。
2. 政府プロジェクトにおいて（現行 GTPL と）矛盾する契約条件を無効とする。以下はその一例。
 - ① 契約価格から 10% の増額変更を制限する。
 - ② 10% の遅延罰金制度を課す。
3. 例えば公共事業契約などの政府プロジェクトでは、財務省が作成する標準書式による契約書で、その使用が閣議で承認されていることが義務付けられている。
4. 政府事業体がロイヤルコートより特別に免除を与えられている場合にのみ、現行 GTPL 要件からの逸脱が認められる。
5. 紛争はサウジアラビアの裁判制度内にある苦情処理庁へと照会することが義務付けられる。

新 GTPL

本レポートを執筆した法律事務所の見解では、新 GTPL の主な特徴は、以下のとおりです。

1. 上記の政府事業体と同じカテゴリーに適用される。
2. より集中化された入札となる。例えば、以下のとおり。
 - ① 「統合的かつ戦略的に調達を担う機関（中央機関：その主体は、今後の決議で確定）」は、複数の政府機関が必要とする指定の事業について入札を要求する場合がある（集中化事業）。
 - ② 政府事業体は、集中化された電子ポータルを通じた「電子逆オーバークション」または特定の事業またはサービスの「コンペティション」を実施することもできる。
3. より集中化された請負契約を提供する。例えば、以下のとおり。
 - ① 中央機関は、合意した枠組みに基づき、請負事業者またはコンサルタントと契約し、または独自の契約書式を用意することができる。
 - ② 政府事業体は、中央機関が定めたプロセスおよび契約書式による以外の方法で、集中化事業の調達を行うことは認められない。
 - ③ その他の事業に関して、事業の数量や業務量が定かでない場合には、枠組み合意方式を使用することも認められる。
4. ある特定の事業やサービスについて、あるいは特別な状況下においては、完全な公開入札を行う必要はなくなる。例えば、現在も、すべてのコンサルティングサービスの調達については、指名入札に基づいて行うことができる。
5. 落札事業者の決定がなされた後に、落札できなかった事業者が入札プロセスに異議を唱えることを認める停止期間（5～10 日間）の設定を義務付けている。この期間中、政府事業体は、正式な落札通知を発送することや契約書に署名することはできない。
6. 契約書式のさまざまな要件についても定めている。例えば、以下のとおり。
 - ① すべての契約書は、アラビア語または 2 カ国語（アラビア語と他の外国語）で作成することが必要となる。なお、解釈や執行にあたり疑義が生じた場合にはアラビア語が優先される。
 - ② 政府事業体が使用できる契約の種類については、新 GTPL の実施規則（未発表）で特定される。
 - ③ 政府事業体は、契約が国家の一般予算の分配に關係する場合に限り、財務省に契約書を提出の上、承認を得る必要がある。それ以外（例えば、別個の予算がある場合など）には、財務省の承認は必要とされない。

7. 契約金額の変更に関する制約はこれまでと同じである（増額変更は最大 10%までなど）。
8. 遅滞に対する罰金は、事業およびサービスに係る契約額の最大 20%に増加（現行 GTPL では最大 10%）。
9. 政府事業体の強制または自由裁量による契約解除に関する新たな規定。
10. 政府事業体は、財務大臣の承認が得られた場合、仲裁に合意することができる。それ以外の場合、両当事者は、申し立てのあった契約不履行について、苦情処理委員会の中で政府事業体に補償を求めることができる。

なお、新 GTPL には、実施規則が作成され、新 GTPL と同日付（すなわち 2019 年 11 月 29 日）で執行されると記されています。現行の GTPL の実施規則がそうであるように、今後、実施規則において、新 GTPL がすべての矛盾する契約条件に優先することが確認されるものと思われます。

最後に

新 GTPL の制定はサウジアラビアのインフラ市場にとってプラスに働くものと思われます。現行 GTPL は、サウジアラビアの現在のインフラ需要の規模やその複雑さにおいて、もはや目的に合致したものではなくなっています。

新 GTPL の実施規則では、かなり細部を詰めなくてはならないものの、集中化されたプロセスに一段と重点を置くことで、入札における一層の透明性、予測可能性、効率性を促すことになります。同様に、特定のプロジェクト要件に合わせて（例えば、公共事業契約を越えて）契約条件を調整するための、より大きな柔軟性を政府事業体に与えることで、より良いインフラストラクチャの成果につながるものと思われます。

全体としては、新 GTPL は、政府プロジェクトで指名を受けたい国際的な請負事業者やコンサルタントにとって、より好ましい市場環境の到来を告げるものです。そして、これはこの先長きにわたるサウジアラビアの野心的なインフラストラクチャ・プログラムにとても必ずや恩恵をもたらすものと思われます。